

消費生活相談会カレンダー

協定を結んでいますので、かつらぎ町にお住いの方でも、橋本市、九度山町、高野町において実施される消費生活相談会をご利用できます。お気軽にご相談ください！

かつらぎ町 原則第1火曜日

10月4日(火)
11月1日(火) かつらぎ町役場
12月6日(火)
1月4日(火) 相談時間
2月7日(火) 午後1時～4時
3月7日(火)

橋本市 第3火曜日

10月18日(火) 橋本市役所
11月15日(火) 消費生活センター
12月20日(火)
1月17日(火) 相談時間
2月21日(火) 午後1時～4時
3月22日(火)

九度山町 第4火曜日

10月25日(火)
11月22日(火) 九度山町
12月27日(火) ふるさとセンター
1月24日(火)
2月28日(火) 相談時間
3月28日(火) 午後1時～4時

高野町 第2火曜日

10月11日(火)
11月 8日(火) 高野町役場
12月13日(火)
1月10日(火) 相談時間
2月14日(火) 午後1時～4時
3月14日(火)

一人で悩まず相談しましょう

消費者ホットライン ☎ 188

消費者ホットライン188は、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。

大切なのは、すぐに相談することです。
困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を。

かつらぎ町消費生活相談窓口
【相談ダイヤル】0736-22-0300
8:30～17:15
(土日、祝日、年末年始は除く。)

和歌山県消費生活センター
【相談ダイヤル】073-433-1551
平 日 9:00～17:00
土・日 10:00～16:00(電話相談のみ)
(祝日、年末年始は除く。)



「裁判になる!？」心当たりのないメール・SMSにご注意!の巻



見守りポイント

- 心当たりのないメール・SMSがきっかけで、トラブルになってしまったという相談が多く寄せられています。
- メール・SMSに返信や記載されている連絡先に連絡をした結果、金銭を請求されたり、記載されているURLにアクセスした結果、個人情報を聞きだされたりする場合があります。
- メール・SMSに身に覚えのない料金を請求する内容が記載されている場合は、架空請求の可能性が高く注意が必要です。

対処方法

- 心当たりのないメール・SMSが届いても無視しましょう。
- 実在する事業者名が記載されていても、心当たりのない場合は、記載されている連絡先に連絡することや、URLにアクセスすることは、決してしないようにしましょう。
- メール・SMSが架空の内容か判断できない場合や不安な時は、すぐ消費生活センター等に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン ☎ 188 でもお近くの相談窓口につながります。